◇**警察法施行令の一部を改正する政令**（政令第三五三号）（警察庁）

1　岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準の特例を定めることとした。（附則第二九項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令**（政令第三五四号）（内閣府本府）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二三年法律第五七号）の施行期日は、平成二三年一一月三〇日とすることとした。

◇**民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令等の一部を改正する政令**（政令第三五五号）（内閣府本府）

1　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第七条の二第四号に規定する政令で定める法人は、ある法人に対してその総株主又は総出資者の議決権の過半数を有していること等の関係（「特定支配関係」という。）を有する法人とすることとした。（第一条関係）

2　ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなすこととした。（第一条関係）

3　技術提案について準用する公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定の読替えを定めることとした。（第一条関係）

4　この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年一一月三〇日）から施行することとした。

◇**公共施設等運営権登録令**（政令第三五六号）（内閣府本府）

1　総則

公共施設等運営権の登録は内閣総理大臣が行うことを定めるとともに、この政令における用語の意義を定めることとした。（第二条及び第三条関係）

2　公共施設等運営権登録簿等

公共施設等運営権登録簿は、内閣府に備えるものとすることとした。（第六条関係）

3　登録手続に関する通則として、以下のとおり定めることとした。

㈠　登録は、一定の場合を除き、当事者の申請又は官庁若しくは公署の嘱託によることとした。（第一二条関係）

㈡　登録をすることによって登録名義人となる者に対して、登録を完了したときに登録済証を交付し、一定の場合を除き、登録をする際に提出させることとした。（第一六条及び第一七条関係）

㈢　申請書記載事項が登録記録と合致しないとき等には登録を却下することとした。（第二〇条関係）

㈣　表題部の登録事項は公共施設等の名称・立地、公共施設等の運営等の内容とし、権利部の登録事項は公共施設等運営権又はこれを目的とする抵当権の権利者の名称等とすることとした。（第二二条関係）

㈤　登録の申請は原則として登録権利者と登録義務者の共同申請とすることとした。（第二三条関係）

4　公共施設等運営権の設定の登録は、設定を受けた者等が行うこととした。（第三五条関係）

5　公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権を取り消したとき等において、公共施設等運営権等の抹消等について、内閣総理大臣に嘱託等を行うこととした。（第三八条関係）

6　抵当権に関する登録の登録事項は、債権額、債務者の氏名等とすることとした。（第三九条関係）

7　信託に関する登録の登録事項は、委託者、受託者、受益者の氏名等とすることとした。（第四八条関係）

8　仮登録は、公共施設等運営権等の設定等に関して請求権を保全しようとするとき等にできることとした。（第五七条関係）

9　仮処分の債権者が、処分禁止の登録の後に、仮処分の債務者を登録義務者とする公共施設等運営権の登録を申請する場合には、当該処分禁止の登録に後れる登録の抹消を単独で申請できることとした。（第六三条関係）

10　何人も、内閣総理大臣に対し、手数料を納付して、登録記録に記録されている事項を証明した登録事項証明書の交付を請求できることとした。（第六六条関係）

11　この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二三年一一月三〇日）から施行することとした。

◇**補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第三五七号）（財務省）

1　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の適用対象となる給付金として、被災私立高等学校等教育環境整備支援臨時特例交付金等を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令**（政令第三五八号）（厚生労働省）

一　確定拠出年金法施行令の一部改正関係

1　個人別管理資産額の計算の方法の見直し

㈠　確定拠出年金法第二条第一三項の個人別管理資産の額に、運用の指図が行われる前の企業型年金加入者掛金の額を追加することとした。（第一条第二号イ関係）

㈡　確定拠出年金法附則第二条の二第一項第二号の個人別管理資産の額に、脱退一時金の支給を請求した日が属する月の前月の末日までに拠出していない企業型年金加入者掛金の額を追加することとした。（第五九条第一項第二号関係）

㈢　事業主に資産を返還する場合における個人別管理資産額は、企業型年金加入者掛金を納付した者にあっては、当該個人別管理資産額のうち事業主掛金を原資とする部分の額に限ることとした。（第二条関係）

2　企業型年金に係る規約の承認の基準に次に掲げる事項を追加することとした。

㈠　企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法は、特定の者について不当に差別的なものでないこと。（第六条第二号関係）

㈡　企業型年金加入者掛金について、前納及び追納することができないものであること。（第六条第三号関係）

㈢　企業型年金加入者掛金の額は、次に掲げる場合を除き、年一回に限り変更することができるものであること。（第六条第四号関係）

(1)　各企業型年金加入者に係る事業主掛金の額が引き下げられることにより、当該事業主掛金の額が当該企業型年金加入者に係る企業型年金加入者掛金の額を下回ることとなる場合において、当該企業型年金加入者掛金の額が当該事業主掛金の額を超えないように変更する場合

(2)　その他厚生労働省令で定める場合

㈣　企業型年金加入者掛金の額の決定又は変更の方法が事業主によって不当に制約されるものでないこと。（第六条第五号関係）

二　所得税法施行令の一部改正関係

企業型年金加入者掛金を、一時所得の金額の計算上、その収入を得るために支出した金額に算入しないこととした。（第一八三条関係）

三　施行期日

この政令は、平成二四年一月一日から施行することとした。